

# 業務仕様書

## 1. 業務名

令和6年度箕面市児童生徒用端末修繕・廃棄業務委託

## 2. 委託期間

契約日から令和7年（2025年）3月31日まで

## 3. 履行場所

事前に発注者に作業場所の住所を届け出ること。また、作業場所が変更となる場合においても、事前に必ず発注者に届け出ること。

## 4. 業務内容

箕面市が所有する児童生徒用端末の修繕及び廃棄を委託するもの。

### （1）対象機器

HP製端末（HP x2 210 G2）、Dynabook製端末（K50）

### （2）対象台数

年間修繕想定台数 約2400台程度

（HP製端末 約1400台程度、Dynabook製端末 約1000台程度を想定）

概ねの納期目安 月平均約200台程度の発注に対し、翌月末までに修理品の納品  
なお、令和5年度（2023年度）の運用状況から算出した予定台数であるため、  
経年劣化など様々な要因により多少の増減がある旨を想定すること。

### （3）受注者要件

- ①本業務の受注者は、自治体や教育機関等で、同規模の対象機種種の修繕に携わった経験のあるもの、または類似した修繕実績があるものに限る。
- ②受託にあたっては、品質保持のため、自治体や教育機関等での修繕に関する実務経験を有する者が1名以上含まれていること。また、作業従事者に1名以上、パソコン整備士1級の資格を有する者が含まれていること。
- ③①および②の要件を満たしていることについて、別添の「受注者要件確認表」を記載し、資格の免状等の写しを添付した上で、契約締結後すみやかに箕面市教育委員会子ども未来創造局学校教育室に提出すること。

#### (4) 仕様要件

- ①発注者の依頼に基づき、故障または破損した端末を回収すること。
- ②回収した端末は、昨今の修理価格の上昇等を考慮し、リユース部品（基本的に同機種同型番の部品）を利用した端末修繕も可とする。本市より回収した端末の部品や受注者の保有する新品またはリユース部品等（基本的に同機種同型番の部品）を利用して修繕すること。一部、販売時期によって同機種同型番の部品とは異なるが問題なく動作する部品を利用する場合は、事前に発注者に確認をとること。
- ③修繕した端末の動作確認及び破損箇所の有無等を点検し、問題がないことを確認した上で納品すること。
- ④修繕した端末は、修理が完了し本市に納品した日から3ヶ月間を保証期間とすること。保証期間内に修理箇所のトラブル等が再発した場合、原則無償で再修理を行うこととし、再修理が不可能な場合は、本市と協議の上、対応すること。
- ⑤修繕の見込みがなく、かつ部品の再利用も見込めない端末は、データを消去した上で廃棄し発注者に報告すること。ただし、修理完了した納品台数が発注台数に対して、90%以上の台数となるよう、廃棄については最小限に留めること。

#### (5) 請求

- ①受注者は、納品した修繕端末の数量に契約単価を乗じた額を請求すること。
- ②本業務における端末の回収、修繕、納品、廃棄等に係る費用は、本業務の履行に係る経費として受注者が負担すること。
- ③請求は納品ごとに行うことを原則とするが、複数の請求を1件にまとめて請求することを妨げない。

#### 5. その他

本書に記載がない事項に関して必要に応じて双方協議の上、誠実に対応すること。